

紹介手数料の返還

採用予定者が入社後、本人の一方的責任による解雇や自己都合退職した場合、乙は受領済みの紹介手数料を次の条件で甲に速やかに返還します。自己都合退職した場合においても、その就業状況において甲の法令違反や入社前事前説明との相違等が認められる場合や、本人に対する期待値との誤差による退職勧奨などの場合は返還いたしません。

入社後 1 か月以内のとき 50%

入社後 1 か月を超え 3 か月以内のとき 25%

許可番号 06-ユ-300057

事業所の名称及び所在地 株式会社ジンジャーズ

山形県山形市松栄 1 丁目 3 番 8 号 山形県産業創造支援センター 2 0 6 号室